セクシュアル・ハラスメントに関する調停委員会規程

(趣旨)

第1条 愛知県立大学におけるハラスメントの防止等に関する規程第9条第4項に基づき、 セクシュアル・ハラスメントに関する調停委員会(以下「調停委員会」という。)に関し 必要な事項を定めるものとする。

(任務)

- 第2条 調停委員会は、申立人の意向をできる限り尊重して調停を行い、調停の結果を人権 問題委員会に報告するものとする。
- 2 調停委員会は、前項の業務の遂行にあたって、必要に応じて、専門家に意見を聴き、若しくは臨席を求めることができる。
- 3 調停委員会は、第1項の業務の遂行に当たって、必要に応じて、専門相談室に照会を求めることができる。

(組織)

- 第3条 調停委員会は、人権問題委員会が指名する委員若干名をもって組織する。但し、委員には、人権問題委員会委員を少なくとも一人は含まなければならない。
- 2 前項の委員の構成に際しては、性別に偏りがないように配慮しなければならない。
- 3 調停当事者の所属する学科の構成員は調停委員会の委員になることができない。
- 4 調停委員会委員長は、人権問題委員会の指名による。
- 5 調停委員会委員の氏名は公表しない。

(任期)

第4条 調停委員会委員の任期は人権問題委員会に調停結果を提出するまでとする。

(遵守義務)

- 第5条 調停委員会委員は、その業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 当事者及び関係者の名誉やプライバシーなどの人権を侵害しないこと。
 - (2) 申立人に解決策を押し付けないこと。

(守秘義務)

第6条 調停委員会委員は、その任期中及び退任後も第2条により知り得た情報を他に漏ら してはならない。

附則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。